

令和6年度 九州農政局国営事業の環境に係る情報協議会
議事概要

- 1 日時：令和7年2月28日（金） 10:30～15:40
- 2 場所：九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所上場支所会議室及び現地
- 3 対象地区：国営かんがい排水事業「上場二期地区」^{うわば}
- 4 出席者：（九州農政局国営事業の環境に係る情報協議会委員）
福岡県土地改良事業団体連合会 専務理事 因 孝一郎
九州大学大学院工学研究院環境社会部門 准教授 清野 聡子
NPO法人熊本消費者協会 理事 徳永 理映
九州大学大学院農学研究院 環境農学部門 教授 原田 昌佳（座長）
環境省九州地方環境事務所 統括自然保護企画官 福井 智之
（九州農政局国営事業環境検討委員会委員） 4名

5 議事

意見交換

上場二期地区の現地調査を実施した後、北部九州土地改良調査管理事務所上場支所会議室において環境配慮計画について意見交換を実施した。概要は以下のとおり。

※希少野生生物の生息情報等環境保全に支障を及ぼすおそれがある情報を含む箇所については、当該生物の名称、生息場所等が特定できないように意見交換の概要を括弧書きで記載している。

（座長）

意見交換の進め方として、事前に各委員からいただいた御意見について、御本人からの補足説明後、農政局から回答をお願いする。

1点目として、保全対象生物に位置付けられていない種であっても、市民からの関心が高い種については、特に繁殖の時期における工事の影響について留意するべきと委員から指摘があったことに対し、農政局から、そのような種に対して工事による影響が予測された場合は、専門家指導の下、必要に応じて環境配慮方策を講じていく旨回答した。

2点目として、保全対象生物に配慮して夏場に工事を行うことについて、地元のかんがいへの影響はないか、また、河川維持流量を流しながらの工事ができるのかと、委員から指摘があったことに対し、農政局から、対象となる箇所は、現在かんがい用水は流されておらず、かんがいへの影響はない。河川維持流量の放流は法律上義務付けられていることから、施工段階においても放流しながら工事を行っていく旨回答した。

(座長)

3点目の御意見「今回の整備は施設更新が主とのことであるが、工事用道路やヤードの整備を行う際、植物の希少種への影響はないか、確認しながら工事を進めた方が良い。」について、補足があればお願いします。

(委員)

保全対象生物は主に動物を選定しているが、着工後、ダムの護岸を整備するに当たり仮設ヤード等が整備されると想定される。そこに希少植物等の生育が確認された場合、配慮してほしいとの趣旨である。

(農政局)

植物については、事前の調査等では影響は少ない考えで環境配慮計画（案）を取りまとめているが、仮設ヤードの整備やパイプラインの補修の際に行う小規模な開削等、施工段階で希少種等の生育が明らかとなった場合には、専門家の指導を得ながら必要な対策を講じていきたい。

(座長)

4点目の御意見「水路整備はどの程度の規模で行うのか。長区間の路線を更新の際に別の場所に移し替えるといった工事が含まれるか。」について、補足があればお願いします。

(委員)

特にない。

(農政局)

今回の事業は、前歴事業で整備された施設の更新を行う事業であるが、環境に大きな改変を生じさせる大規模な整備はなく、空気弁・排泥弁等のいわゆる点的施設の更新や、事前点検で特定した箇所を管を開削して補修や防食工事を行うものである。

5点目として、保全対象生物への影響を最小化するために、特定箇所の工事を夏に行うことについて、当該生物が夏にも生息しているおそれはないかと委員から指摘があったことに対し、農政局から、夏に実施した生物調査では、当該生物の生息は確認されていないことから他で生息していることが考えられるとともに、施工段階においても当該生物が生息していないことを確認した上で工事を進めていく旨回答した。

(座長)

6点目の御意見「ダム法面对策の侵食防止マットについて、近年、海洋プラスチック、マイクロプラスチックの課題がクローズアップされ、淡水域への影響も懸念され始めている中、劣化したマットからマイクロプラスチックが発生・流下することが懸念される。現時点で有効な対策があるわけではないが、この問題について、社会的関心の動向について注視された方が良

い。」について、補足があればお願いします。

(委員)

マイクロプラスチックの材料問題は社会的に関心が出ている状況にあるので、施工に当たって利用する場合は、劣化が少ないものを活用したり、劣化したら早めに取り換えたりするなど考慮した方がよいとの趣旨である。

(座長)

侵食防止マットでの対応は決定事項なのか。

(農政局)

現時点の基本設計レベルでは侵食防止マットを使用する計画としているが、事業着手後、工事前に実施設計を行うので、その際に改めて現場条件等含めて検討していく。

(座長)

マイクロプラスチックの材質問題に際して、今なにか具体的に検討しているものはあるのか。

(農政局)

現時点では、マイクロプラスチックに配慮して何か特別に行うということは考えていない。今回の御意見を踏まえ、マイクロプラスチックに関する社会的な関心等の動向を注視しながら、関連する新たな規制が実施された場合等には、適切に対応していきたい。

(委員)

農業面においてはマルチやビニールハウス等廃プラ問題もある。社会的な要請の高まりを受け、その時点でメーカーが対応品を製作していくと思うので、それらも活用されたい。

(委員)

情報収集に努めるほか、例えば麻など植物性のものが使えないかとか、法面の固着性を高める手法が他にないかなど、その時のベストな対策を選ぶよう心掛けていただきたい。

(座長)

土壌の固化技術は日進月歩。自然配慮型の法面保護もあるので、それらを情報収集しながら法面对策を進められたい。

7点目として、保全対象生物が属するグループについて継続調査は実施されているのかとの委員からの指摘に対し、農政局から、現在、継続調査は行っておらず、事業着手後、工事前には生息状況調査を実施し、専門家の指導を得ながら対策を行っていく旨回答した。

(座長)

8点目の御意見「希少野生生物である鳥類の生息が確認されているが、この鳥類は原生林より農地がある環境を好む。里地・里山が維持されることで生物多様性につながっている。また、この地域は風光明媚な地域であり、特徴ある地形や棚田など、農業生産を通じた景観が形成されている。その基盤となる土地改良施設の更新は重要と思う。」について、補足があればお願いします。

(委員)

この鳥類は里地もよく利用しているということが注目されており、その認識を持っていただきたいとの趣旨である。

(農政局)

本事業によって農業水利施設が適切に保全され、ひいては農地・農業生産活動が維持されることによって、生物多様性が保全されるということも認識しつつ、本事業を推進していきたい。

(委員)

特に九州地方では、冬の渡りの時に、農地があり、そこに餌があるのが重要。農業を続けることが、渡り鳥の保全にも重要である。そういう意味でも、それを支える生産基盤も重要になってくると考えられる。

(委員)

環境配慮計画（案）によると、多面的機能支払の活動組織が農地を守る活動をしているようである。できる範囲で構わないので、どこにどのような生き物がいるという情報等、地域活動のモチベーションが上がるような情報提供をお願いしたい。

(農政局)

この事業を行うことで、農業基盤が整備され、農地として利活用されることで地域学習や地域づくり保全活動の場の提供につながり、また、農地が生き物の生息の場にもなっている。そういったことを認識しつつ、事業を進めていきたい。

(座長)

9点目の御意見「地域の取組について紹介されているが、この事業がどのように地域づくりにつながっていくのか。」について、補足があればお願いします。

(委員)

環境配慮計画（案）に紹介されている地域の取組を見ての意見である。

(農政局)

前歴事業を実施したことにより、造成された揚水機場等の農業水利施設が児童・生徒の学習の場として活用されたり、生き物調査等を通じた環境保全活動が行われたりするなどの地域活動につながっている。

今回の事業により、前歴事業で整備された施設が適切に補修・更新等され、地域の農地・農業生産活動が維持されることにより、これらの地域活動が継続していくことにつながると考えている。

(委員)

事業が地域の住民にとっても、良いものになるよう願っている。環境教育という側面以外にも、特に、農業や農業土木技師など、職業選択にもつながってくると良い。人が集まるせっかくの機会であり、インターネットより現場の方が有益な意見が得られるので、アンケート調査等を通じて、しっかりPRしてもらえればよいと思う。

(座長)

農業土木を学ぶ学生に、農業土木とは何かを教えるための実地が重要と考えているところ。上場地区のように、ポンプアップして上流の農地に水を送っている事例は、あまり知られていない。これは座学では分からないこと。大学から事業所へお願いをして、現地での学習会をセットすることもあるが、資料にある小学校の取組はどのような形で行われているのか。

(農政局)

小学校では地域の仕事や施設を見学する地域学習の時間として実施されている。

(委員)

事業だけではなく、学習の場になっていることは、地域にとっては良い取組になると思う。

(座長)

今回の環境配慮について、学習の場等でPRをされる予定はあるか。

(農政局)

事業着手後、要望に応じて対応する。

(委員)

他地区事例だが、農業農村整備事業の内容が小学3年生の教材にも使われているケースもある。現場を見たいという声が寄せられたら、応えられたい。

(座長)

10点目の御意見「上場地区土地改良事業推進協議会環境配慮部会において、特に課題になっていることは。」について、補足があればお願いする。

(委員)

地域住民代表の方の意見が、どのように反映されているのかという点も回答をお願いします。

(農政局)

令和6年度に開催した環境配慮部会で、環境配慮計画の承認までのスケジュール、事業実施中の環境に関する検討体制について質問等があったが、最終的に環境配慮計画(案)について承認され、残された課題はないという状況である。

(座長)

そもそも地元住民の意見を吸い上げる仕組みはあるのか。

(農政局)

上場地区土地改良事業推進協議会環境配慮部会に地域住民代表の方に参画いただき意見をいただいている。

(委員)

地域住民代表の方からは、どんな意見があったのか。

(農政局)

「地域づくりの取組に関する構想」について、農業と環境を組み合わせたPRをいただきたいという要望があった。このため、環境配慮計画(案)の中に「幅広い世代で農業と環境を併せて学べるように」との文言を追加している。

(委員)

地域の意見が反映されているのであれば、一つの成果であると思う。

(座長)

11～14点目の御意見「環境配慮計画の目標期間はあるのか。また、計画は随時更新されるものなのか。」「小水力発電の設置を予定されているが、発電された電気はダムや揚水機場の電力に利用されるのか。」「小水力発電1か所とのことであったが、今後、追加導入していく計画はないのか。」「本日の説明を受けたかぎり、大規模な整備は行われない印象。」について、補足があればお願いします。

(委員)

特にない。

(農政局)

環境配慮計画は土地改良事業計画に基づき国営事業を実施するに当たって、環境との調和への配慮を図るために、各工事の施工時における配慮方策を定めたものである。そのため、環境配慮計画の計画期間は国営事業の実施期間と同じ、令和9年度から令和18年度までの予定となり、国営事業の事業計画に変更がない限り、環境配慮計画の更新や修正をすることはない。

小水力発電については、発電された電力は、まず設置された施設で使用され、消費しきれなかったものは売電収入となり、上場地区全体の施設の維持管理費に充てられる。

小水力発電等の追加導入の計画については、現在の売電単価で効率が良い箇所等を現時点の小水力発電等の設置箇所として選定している。維持管理も考慮して現時点において追加導入していく計画はない。

大規模な整備がない印象とのことについては、委員御意見のとおり、大規模な地形の改変を伴う構造物の建設は行わない。今回の事業では、ほ場整備のような面的な整備は行わず、揚水機場のポンプ設備の更新、幹線用水路の弁類の更新、ダムの法面对策等点的な整備が中心である。

(委員)

FIT(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)において、売電単価がかさ上げされているものの、調達期間が過ぎたら売電単価が下がってしまう。その対策は検討されていないのか。

(農政局)

FITの売電単価に関して、全国各地から要望があることは承知している。そういった御要望があることについて農林水産本省にも伝えていきたい。

(座長)

15点目の意見「小水力発電について、設置された施設で消費しきれない電力がある場合、余剰電力を農家が利用できるようにすれば、農家への経営支援となるのではないか。」について補足すると、上場地区は田や畑地があり、施設園芸も盛んなので、電力面で直接的に支援できるのではないかと趣旨である。

(農政局)

小水力発電については、設置された施設で消費しきれなかった電力は、各農家が利用するのではなく、売電収入として維持管理費に充てられる。施設の維持管理に要する費用は、基本的には農家から徴収する賦課金により運営されているので、売電収入を得ることで賦課金を上げることなく、間接的に農家の負担が軽減されることが期待できる。

(委員)

本地区は農業用水を揚水して利用することが分かりやすい事例の地区である。小水力発電にも取り組もうとされており、これらの標高差と位置エネルギーの関係等、模型や3次元モデルで見える化すれば、この半島ではどのように農業用水が確保されていて、更に再生可能エネ

ギーにも取り組んでいるという良いPRになると思う。

(農政局)

事業着手後、分かりやすく可視化された資料を用意しておけば、地域学習やPR活動で地域住民の理解に役立つことが考えられる。

(座長)

農業農村工学のテーマとして、学会、大学と連携し可視化しても面白いと思う。その成果が教育に還元されるというのもよい。

(座長)

16点目の意見「今回の事業により、鳥獣害の被害が拡大するおそれはないか。農家目線で見た場合、一般的な環境よりも鳥獣害がどうなるのか、考えておいた方が良い。」について補足する。

鳥獣害は結構苦労されていると思う。本事業を実施しない場合でも、経年的には拡大傾向にあると考えられるが、事業により鳥獣害が広がったと言われる可能性もあるのではないかとこの趣旨である。

(農政局)

本事業においては、工事による大規模な環境改変は想定しておらず、工事の際にも低騒音・低振動の機械を用いることから新たな鳥獣害の発生のおそれは少ないと考えているが、事業着手後に鳥獣害の被害が拡大していないか、関係市町、土地改良区等とよく情報交換していきたい。

(座長)

現状の上場地区の被害はどのような状況か。

(農政局)

佐賀県の場合はイノシシによる被害が主体である。唐津市もほぼイノシシの被害が主体で、年間4,400万円程度の被害となっており、イノシシ主体の被害としては九州管内でも多い状況。このため、上場地区では侵入防止柵や電気柵等導入など、既に対策が進められている。

(委員)

福岡県は全国2位の被害。最近は、福岡、佐賀、長崎と合同捕獲作戦など実施している。最近は隣接する糸島の土地改良区では鹿が出ているとの情報もあり、唐津市へ侵入するのも時間の問題と思うので、情報共有しながら進めていきたい。

(委員)

環境配慮計画（案）の作成に当たり生物調査を実施していることにより、農地周辺のデータの蓄積が進んでいることになる。鳥獣害対策を進めていく中で、蓄積された生態系の情報を活用していくことも意味がある。

（座長）

今後は、環境に加えて鳥獣害被害も考えていかねばならない。これらについて環境学習の場でも生かされたい。

（座長）

17点目の私の意見「環境配慮方策において、低騒音・低振動型の施工機械の使用をどのように担保していくのか。」について、回答をお願いします。

（農政局）

建設機械については、工事発注の段階で、国土交通省が指定した低騒音・低振動型の機械を使用することを契約の条件とすることで担保していく。

（座長）

事前に寄せられた各委員の御意見についての意見交換は以上であるが、他に本日現地を見た上での御意見はないか。

（委員）

地域づくりについて、この地域は移住者も多いので、6次産業や環境教育の展開には良い環境。台地農業又は半島農業の発展の経緯・あり方を環境とも連携して総合的に学べる場としていけたらと思う。特に、福岡都市圏との連携で観光都市構想もあるので、地域農業の活性化にうまくつなげられたい。

（農政局）

上場台地の開発の歴史も含めた台地上の農業のPRについても、地元と相談しながら考えていきたい。

（委員）

補修に当たり濁水処理を行うとされているが、生物に影響がないよう注意されたい。

（農政局）

濁水については、処理施設において処理した上で河川への放流を行う。どの程度の処理を行うのかは、法律等を踏まえ、設計段階で検討した上で対応していきたい。

（座長）

モニタリングをしながら放流することになるのか。

(農政局)

工事の実施の段階では仕様書に位置付けて、処理状況をモニタリングしながら放流することになる。

(委員)

モニタリング状況もPRすることで、建設関係者への啓発につながると考えられる。

(座長)

事業PRは、どこが行うのか。

(農政局)

事業着手後、事業所が主体となりPRしていく形になる。毎年施設見学会の類はあるので、事業PRにプラスして環境配慮状況や再生可能エネルギーの取組も含めてPRしていくと、今までより有効なPRにつながって、地域をよく知るきっかけになると考えられる。

(委員)

土地改良区の役割も含めてPRしていただくと、一般の方に向けたPRとしてより良いものになると思う。

(農政局)

事業のPRについては、土地改良区とも連携しながら進めていきたい。

(座長)

この事業をきっかけに、環境配慮や再生可能エネルギーをテーマにした教育につながれば良いと思う。

また、施設の老朽化は昨今取り上げられているテーマである中、これまでは軽視されがち。一般の方々に向けて、老朽化した施設の改修は重要だという点も併せて発信されたい。

※「九州農政局国営事業の環境に係る情報協議会（第2回）」を持ち回りで開催（3月17日及び3月18日）し、委員からいただいた意見に対する回答を全委員に改めて示した上で、環境配慮計画の記載内容について了承を得た。

以上